

社会福祉法人緑の風福祉会

職員行動指針

前文

緑の風福祉会は、職員一人ひとりが組織の一員として、自らの行動に責任と自覚を確立するため、「緑の風福祉会職員行動指針」を定め、法人内外に示します。

緑の風福祉会のすべての職員は、この行動の指針の遵守に努めることとし、特に管理・監督する立場にある者は、自らが模範となるよう率先して実行に努めます。

1. 社会的ルールの遵守・コンプライアンスの徹底

私たちは、強い意志の下、関係法令、法人の定めた諸規程はもとより、法人の理念や社会的ルールの遵守を徹底します。

2. 個人の尊厳

私たちは自らの先入観や偏見を廃し、利用者の個性や気持ちを真摯に受け止め、誠実な態度で、利用者一人ひとりに接します。

3. 人権の尊重

(1) 私たちは、利用者の人権と人格を最大限に尊重し、個性や感性の違いを認め、全ての人々が平等であるという考えの下に行動します。

(2) 私たちは、体罰、暴言、威圧的・強制的対応、無視、差別的対応、ハラスメント、身体拘束、プライバシーの侵害など、人権侵害行為は決して行いません。

(3) 私たちは、人権侵害行為や虐待、差別を発見した場合は、直ちに上司に報告し、「虐待防止マニュアル」に沿って速やかに適切に対応します。

4. 安心で安全な暮らしの保障

(1) 私たちは、リスク管理に万全を期し、事故防止および安全の確保に努めます。

(2) 業務上知り得た個人情報には決して外部に漏らしません。退職後も同様とします。

5. 自己選択・自己決定権の保障

私たちは、利用者の特性に応じた働きかけや説明を行い、可能な限り自己選択・自己決定ができるように支援します。

6. 利用者主体の支援の提供

- (1) 私たちは、利用者の思いや願いをもとに、その意思やニーズを十分に把握し、生きがいのある個別支援計画を作成します。
- (2) 私たちは、個別支援計画の作成・見直しなどにおいて、利用者や家族に対して十分な説明と情報提供を行います。

7. 社会参加の促進

私たちは、個別支援計画に基づき、社会資源の活用や情報提供を積極的に行い、利用者の働くことや生活することへの支援を通して、その社会参加の促進に努めます。

8. 専門性の向上

- (1) 私たちは、利用者支援の専門性を高めるため、常に努力と自己研鑽に努めます。
- (2) 私たちは、各種資格の取得に努めるなど、専門性の向上を図ります。

9. 組織性と集団性

- (1) 私たちは、組織の一員として、理念や方針のもとに個人の責任を果たし、利用者・家族・関係者や市民から信頼を得られるように努めます。
- (2) 私たちは、独りよがりの支援や業務に陥らず、互いに信頼し合い協力し合える職場集団づくりに努めます。

(施行期日)

1. この指針は、令和4年12月13日から施行する。